

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 709 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 709 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 9 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 6 年 9 月 20 日（金） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

・欠席委員

（農業委員）

	1 番	久野	恵子
	4 番	浅田	昭茂

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 709 回）

令和 6 年 9 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地改良届について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
8	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	
9	議案 4	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長           花井 信武

事務局             下谷 敏信

(久野一弘 議長)

ただいまから第709回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名中11名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

なお、1番、久野恵子委員、4番、浅田昭茂委員から欠席のご連絡をいただいております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と花井信武氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第5条の規定による届出について』から、日程第5、報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第5条の規定による届出について』から、報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを、ご説明します。

始めに、報告第1号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書1頁の2件です。畑が5筆で、転用面積は合計で436.82㎡の届出がありました。転用目的は、住宅と倉庫がそれぞれ1件ずつです。

次に、報告第2号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書2頁の1件です。田が1筆で、面積は1,178㎡の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

次に、報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書3頁から7頁までの11件です。畑が26筆、田が20筆で、面積は合計で18,330㎡の届出がありました。

最後に、報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の使用貸借又は賃貸借契約に係る合意の解約通知で、議案書8頁から9頁までの4件です。このうち2番から4番までの3件は、農地法第18条第6項の規定に係る合意による解約通知で、田が2筆、畑が8筆で、面積は合計で7,509㎡の通知がありました。残り1番の1件は、使用貸借契約に係る合意による解約通知で、田が1筆で、面積は740㎡の通知がありました。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第4号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第6、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局よりご説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明します。農地を農地として権利の設定又は移転を行うもので、議案書10頁の大府市農業委員会の許可案件1件です。田が1筆で、面積は666㎡の申請です。

申請事由として、この案件は、自宅から近く農作業に都合がよいことから、新たに取得するものです。

以上の案件につきましては、譲受人の経営農地の全ての耕作状況及び従事日数等を農地法第3条第2項各号に照し合せても、これら全ての要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、鈴木千代子委員どうぞ。

(鈴木千代子 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、日程第7、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』の5件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書11頁から12頁までの愛知県知事の許可案件5件です。内訳は、畑が4筆、田が1筆で、転用面積は合計で2,958㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、歯科診療所を整備する目的で転用するものです。

区分の要件は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。なお、この案件につきましては、本年6月21日の総会で、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、2番の案件は、資材置場及び駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、北崎インターチェンジから概ね300m以内の区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。なお、この案件につきましては、本年6月21日の総会で、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、3番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。区分の要件が、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にあるものに該当しますので、農地区分は、第1種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。なお、この案件につきましては、本年6月21日の総会で、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、4番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地となりますので、農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。なお、この案件につきましては、本年6月21日の総会で、農振農用地除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

最後に、5番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件、農地区分及び判断基準は、4番の案件と同じです。

以上の案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思えます。1番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

1番の申請地は、土地造成をしますが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック積みをします。雨水は、最終柵で集水後、道路側溝に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないの、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、2番と3番と5番の3件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

始めに、2番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石敷で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

次に、3番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内の最終樹で集水し、西側の既設道路の側溝に排水するため、隣接農地に影響を及ぼす恐れはないので、特に問題はありません。

最後に、5番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、浸透性砂利舗装で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼす恐れはないので、特に問題はありません。

以上です。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

次に、4番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷登 委員)

4番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、碎石敷で自然浸透するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の6件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)』をご説明します。農地中間管理事業の推進を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して、利用権を設定するもので、議案書13頁から15頁までの6件です。田が10筆で、面積は合計で4,776㎡の申請です。借り手は、市内の方が1名、市外の方が2名で、いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号について採決します。原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9、議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の9件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』をご説明します。

始めに、個別案件である1番から7番までをご説明します。議案書の16頁から17頁までの7件で、面積は合計で4,267.81㎡の申し出があり、農振農用地利用計画変更について、農業委員会に意見を求められています。内容につきましては、協議会で農業振興課の職員が説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に変えることが困難な案件となります。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてご説明します。議案書18頁の8番と9番の2件で、面積は合計で8,950.79㎡の申し出があり、これらの案件について農業委員会に同意を求められています。始めに、8番の案件は、農用地周辺で宅地化等が進んで農地の面的な広がりはなく、今後も宅地化等が見込まれる場所として認められるものです。次に、9番の案件は、農地として利用されておらず山林化が進んでおり、現況地目と登記地目が山林で農地台帳に登録はないもので、今後も農地で利用する見込みがない場所として認められるものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1番の申出地の農振除外後の農地区分が、第3種農地であることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番と3番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷登 委員)

始めに、2番の申出地の農振除外後の農地区分が、第3種農地であることから許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

次に、3番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

以上です。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

4番の申出後の農振除外後の農地区分が、第3種農地であることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番と6番の案件について、小島春男委員どうぞ。

(小島春男 委員)

5番及び6番の申出地の農振除外後の農地区分は、いずれも第3種農地であることから、農地法の許可見込みはあります。いずれも、農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

7番の申出地の農振除外後の農地区分が第3種農地であることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち1番から7番までの7件を採決します。議案第4号のうち1番から7番までの7件に対する意見を市へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち1番から7番までの7件は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

次に、議案第4号のうち8番から9番までの2件を採決します。議案第4号のうち8番から9番までの2件に対する同意を市へ回答するにあたり、委員会が「同意する」ことに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち8番から9番までの2件は、委員会の「同意」で市に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第709回総会を閉会します。